

◎ 民報福祉・文化奨励金交付団体募集

一般財団法人福島民報教育福祉事業団は「第33回民報福祉・文化奨励金」の交付団体を以下の要項により募集しています。

【募集要項】

I 趣旨・目的

障害者や高齢者、青少年に対する福祉事業、地域文化活動などを展開するグループに対して、県民の皆様から当事業団に寄せられた浄財を配分し、福島県内の福祉、文化の向上、地域の発展、住みやすい地域づくりに寄与する

II 対象

【福祉部門】

①障害者福祉事業

- 自らが自立を目指す障害者のグループ
- 障害者の自立を支援する福祉グループ
- 障害者の活動を支援する福祉グループ
- 障害者のための音楽療法などを研究、実践するグループ
- その他障害者福祉に係わる事業、活動を展開するグループ

②老人福祉事業

- 独り暮らしの老人らを支援するグループ
- 老人福祉施設で支援活動を展開するグループ
- その他、老人福祉に係わる事業、活動を展開するグループ

③児童福祉事業

- 子育て支援をするグループ
- 心の病を持つ青少年を支援するグループ
- 児童福祉施設などへのボランティア活動を行うグループ
- その他、児童福祉に係わる事業、活動を展開するグループ

④一般社会福祉事業

- 地域の防犯活動や清掃活動など奉仕活動を展開するグループ
- その他、一般社会福祉、ボランティアに係わる活動を展開するグループ

【文化部門】

- ① 地域の伝統芸能、文化財、食文化などを守り伝えるグループ
- ② 音楽、芸術・演劇活動、国際交流などを通し地域文化の向上を目指すグループ
- ③ 地域の自然保護のため活動、研究するグループ
- ④ その他地域文化の推進と認められる活動を展開するグループ

III. 助成

各グループが令和 6 年度に実施する事業に対して 1 団体につき 20 万円を限度に助成する。ただし希望額に沿えない場合がある。

助成は通算 3 回を限度とする

IV. 募集期間

令和 6 年 1 月 10 日（水）から令和 6 年 2 月 9 日（金）必着まで

V. 告知

福島民報の紙上、ホームページで発表

関係機関に文書でお知らせ

VI. 選考

事業団役員、県社会福祉協議会、県共同募金会、文化団体・生涯学習関係者を選考委員とし選考する

VII. 発表

3 月上旬(予定)の選考会後に福島民報の紙面に掲載。団体には文書で通知する。

3 月下旬(予定)に福島市の民報ビルで交付式を行う。

VIII. 必要書類

- ① 申込書（事業団に返信用封筒を同封し申し込むか、福島民報教育福祉事業団のホームページ=<https://fukushimaminpo-jigyodan.jp/>=からダウンロードする）
- ② 団体の活動写真など。福島民報の紙面で紹介することもある
- ③ 活動実績
- ④ 令和 6 年度事業計画
- ⑤ 助成金の使途（見積りの写し等の添付）